

とするものとする。

- (2) 令第36条の3第5項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第5項又は第61条第4項の規定による締約国品目証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国品目証明書提出猶予申出書」（C-5295-1）2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めるとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の取扱い）

- 68-5-17 1通の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68-3-9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。

（締約国原産地証明書等の有効期間延長の取扱い）

- 68-5-18 令第61条第5項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書等について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めるときは、うち1通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。

（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するEPA税率の適用）

- 68-5-19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書等（EPA税率を適用するために原産品申告書を提出する貨物については、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、EPA税率を適用して差し支えない。

なお、暫定法第8条の6第4項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日当該貨物について同項に基づくEPA税率の適用が停止されていない限り、EPA税率を適用して差し支えない。

- 68-5-20 削除